

資 料

要介護認定制度の 見直しについて

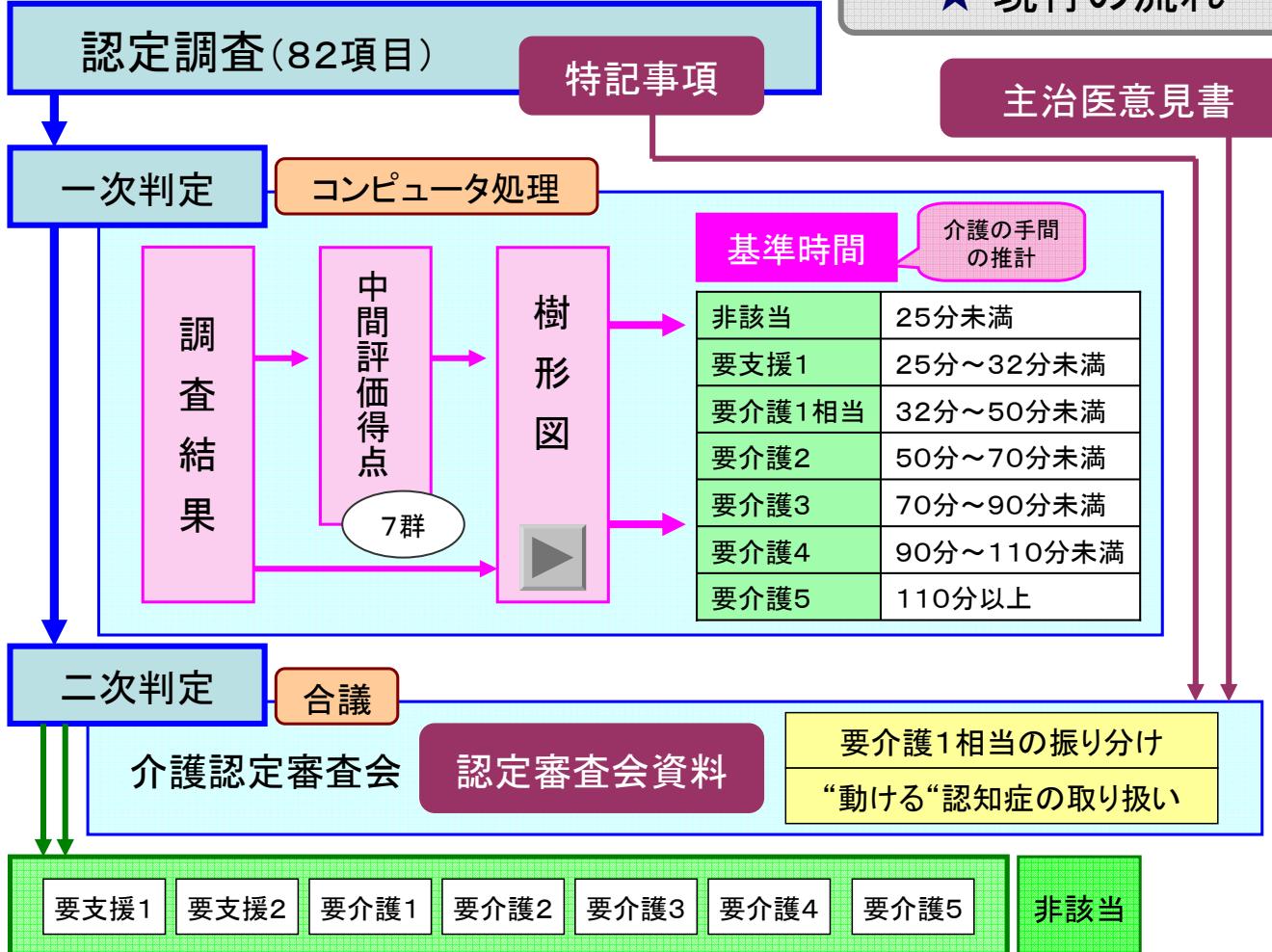
全日本民主医療機関連合会

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

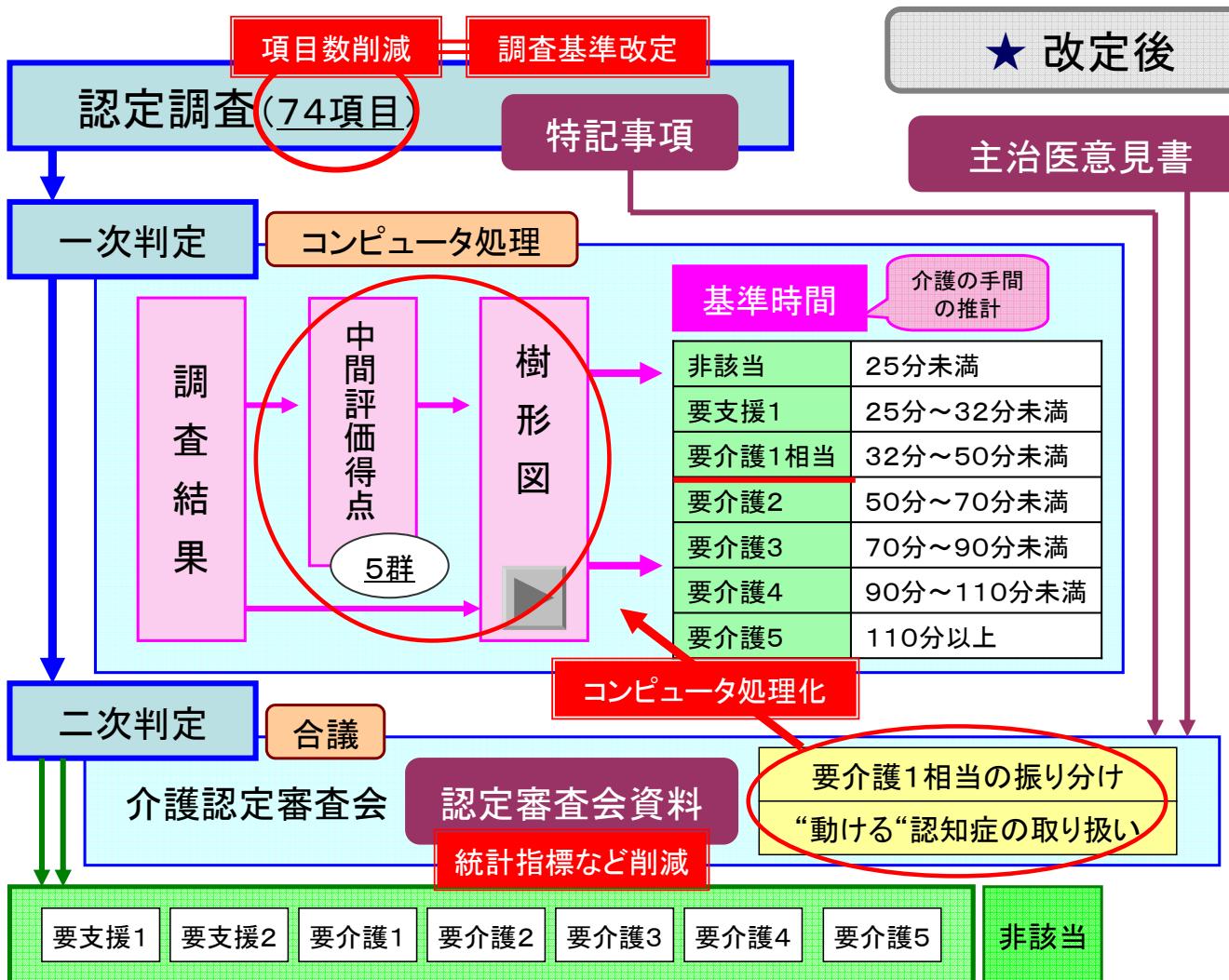
TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460

<http://www.min-iren.gr.jp/>

★ 現行の流れ



★ 改定後



認定調査

調査項目の再編

		除外対象項目(当初)	第6回検討会の結果	主治医意見書で代替可		新項目(追加)
① 周辺状況(問題行動)に関する項目	第7群	1 外出して戻れない	○		1 独り言、独り笑いの有無	
		2 一人で出たがる	○		2 他を考えない勝手な行動	
		3 収集癖	○		3 話がまとまらない会話	
		4 ものや衣類を壊す	○		4 集団への参加	
		5 作話	○		5 買い物の介助	
		6 感情が不安定	○		6 簡単な食事の調理	
		7 同じ話をする	○			
		8 大声を出す	○			
		9 落ち着きなし	○			
	第7群	1 火の不始末	除外	○		
		2 幻視・幻聴	除外	○		
		3 暴言・暴行	除外	○		
		4 不潔行為	除外	○		
		5 異食行動	除外	○		
② ①以外の項目	第1群	6 拘縮(肘関節)	除外	○		
		7 拘縮(足関節)	除外	○		
	第4群	8 じょくそう	除外	○		
		9 皮膚疾患	除外	○		
		10 飲水	除外	○		
	第10群	11 環境等の変化	除外			
	第5群	12 電話の利用	除外			
	第6群	13 指示への反応	除外			
	第10群	14 日中の生活	除外			

(現行) 82項目
(除外) - 14項目
(追加) + 6項目



計: 74項目

※ 完全に除外

認定調査

判断基準の見直し

「評価軸」の見直し

能力

寝返り、起きあがり
座位保持、歩行
えん下、短期記憶、等

介助の方法

移乗、食事摂取
排尿、洗顔、整髪
薬の内服、買物、等

有無

麻痺、拘縮、徘徊
外出すると戻れない
作話、大声を出す、等

「判断」から
「選択」へ

新基準(09年版)

現行基準(06年版)

一定期間(調査日から概ね1週間)の状況で「選択」する

より頻回な状況を総合的に勘案して「判断」する

	新基準(09年版)	現行基準(06年版)
介助なし(自立)の選択基準	実際に介助が行われていない場合もふくまれる	介護、見守り等なしで自分でできる場合が該当
実際に行ってもらった状況と、本人・介護者等から聞き取りした状況が異なる場合	実際に行ってもらった状況で選択	日頃の状況を総合的に勘案して判断

認定調査

認定調査項目ごとの判定基準(比較)

認定調査項目	対象者の状態等	新基準	現行基準
1群 麻痺等の有無	実際に行う場合	支障は評価しない	支障ある場合は該当する
1群 拘縮の有無	実際に行う場合	支障は評価しない	支障ある場合は該当する
1群 座位の保持	座位状態の保持時間	座り方は問わず、1分間程度が目安	端座位で10分間程度が目安
1群 両足立位保持	自分の体につかまると保持可	支え無しでできる	何かに支えがあればできる
1群 歩行	自分の体につかまると歩行可	つかまらないでできる	何かにつかまればできる
1群 立ち上がり	自分の体につかまると立ち上がり可	つかまらないでできる	何かにつかまればできる

認定調査

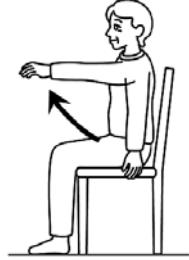
認定調査項目ごとの判定基準(比較)

認定調査項目	対象者の状態等	新基準	現行基準
2群 移乗	重度の状態で移乗・移動の機会が全くない場合	介助なし(自立)	全介助
2群 移動			
2群 食事摂取	中心静脈栄養のみの場合	介助なし(自立)	全介助
	食べやすくするための介助	介助にふくまない	介助にふくむ
2群 口腔清掃・洗顔	習慣・施設の方針等で通常行っていない場合	介助なし(自立)	全介助
2群 整髪	頭髪がない等で必要がない場合	介助なし(自立)	類似行為を勘案
5群 薬の内服	投薬を受けていない場合	介助なし(自立)	全介助
4群 ひどい物忘れ	(定義)	物忘れて何らかの行動が起こっている	支障の有無で判断する

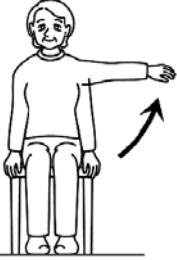
「危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際にやってもらう等、調査者が調査時に確認を行う」(認定調査員テキスト2009)

麻痺等の有無

- ① 前方に腕(上肢)を挙上する(図1-1) ② 横に腕(上肢)を挙上する(図1-2)



※ 上肢



拘縮の有無



(図2-1)



(図2-1-1)

※ 関節の動く範囲の確認



図1-4



図2-3

※ 下肢

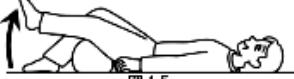


図1-5

リスクはないのか？

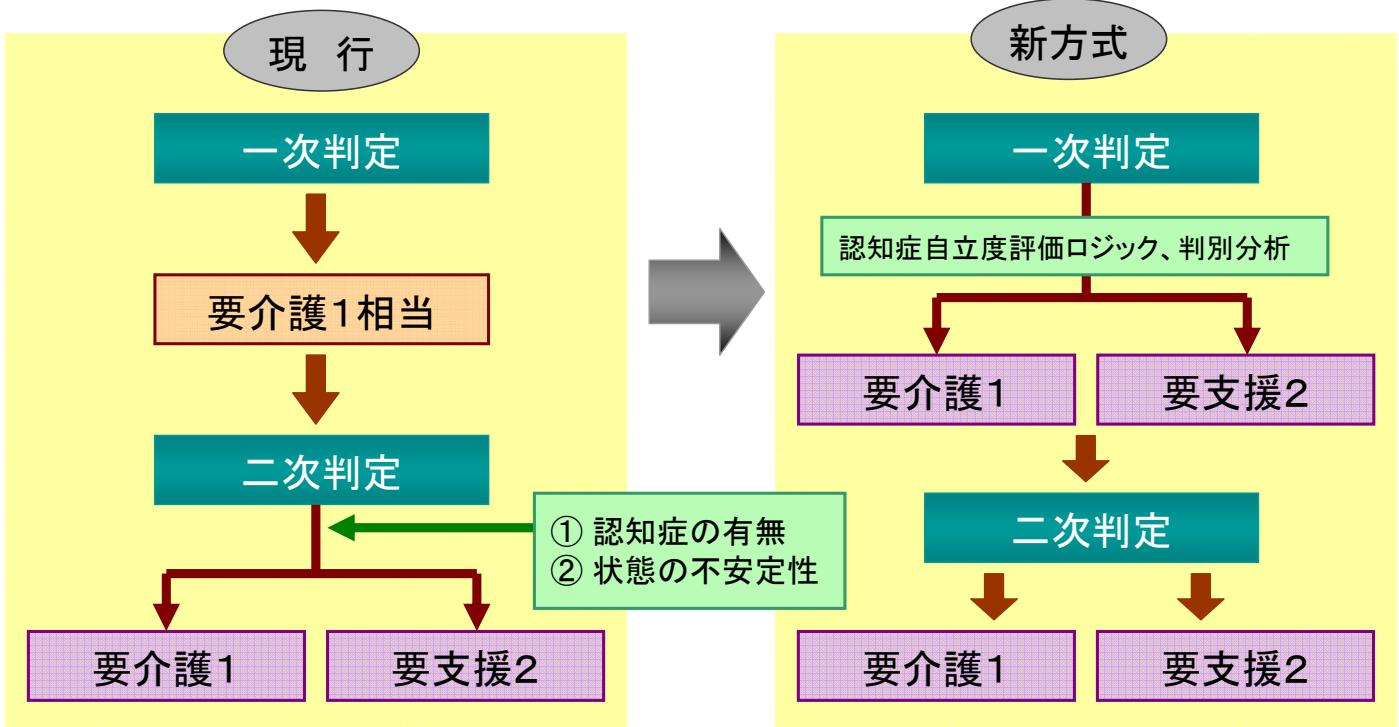
一次判定

各樹形図の最小・最大推計時間(比較)

樹形図	改定前		改定後		
	最短時間	最大時間	最短時間	最大時間	
直接生活介助	食事	0.7分	60.1分	1.1分	71.4分
	排泄	0.5分	32.2分	0.2分	28.0分
	移動	1.0分	29.5分	0.4分	21.4分
	清潔保持	4.2分	32.2分	1.2分	24.3分
間接生活介助	1.1分	21.1分	0.4分	11.3分	
問題行動関連行為 →認知症の行動・心理症状関連行為	0.1分	20.3分	5.8分	21.2分	
機能訓練関連行為	0.4分	16.7分	0.5分	15.4分	
医療関連行為	3.3分	31.9分	1.0分	37.2分	
合計	11.3分	244.1分	10.6分	230.2分	

一次判定

「要介護1相当の振り分け」



★ 二次判定に委ねずに、コンピュータで処理する方式に変更

一次判定

「運動機能の低下していない認知症」の取り扱い

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 59.9分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.6分	1.1分	1.5分	7.5分

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

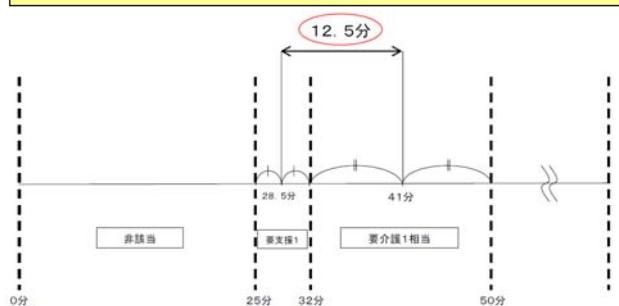
要介護認定等基準時間 : 59.9分 +20.0分=79.9分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.6分	1.1分	1.5分	7.5分

対策:自動的に要介護状態区分を重度化する方式

↓

基準時間を積み足す方式

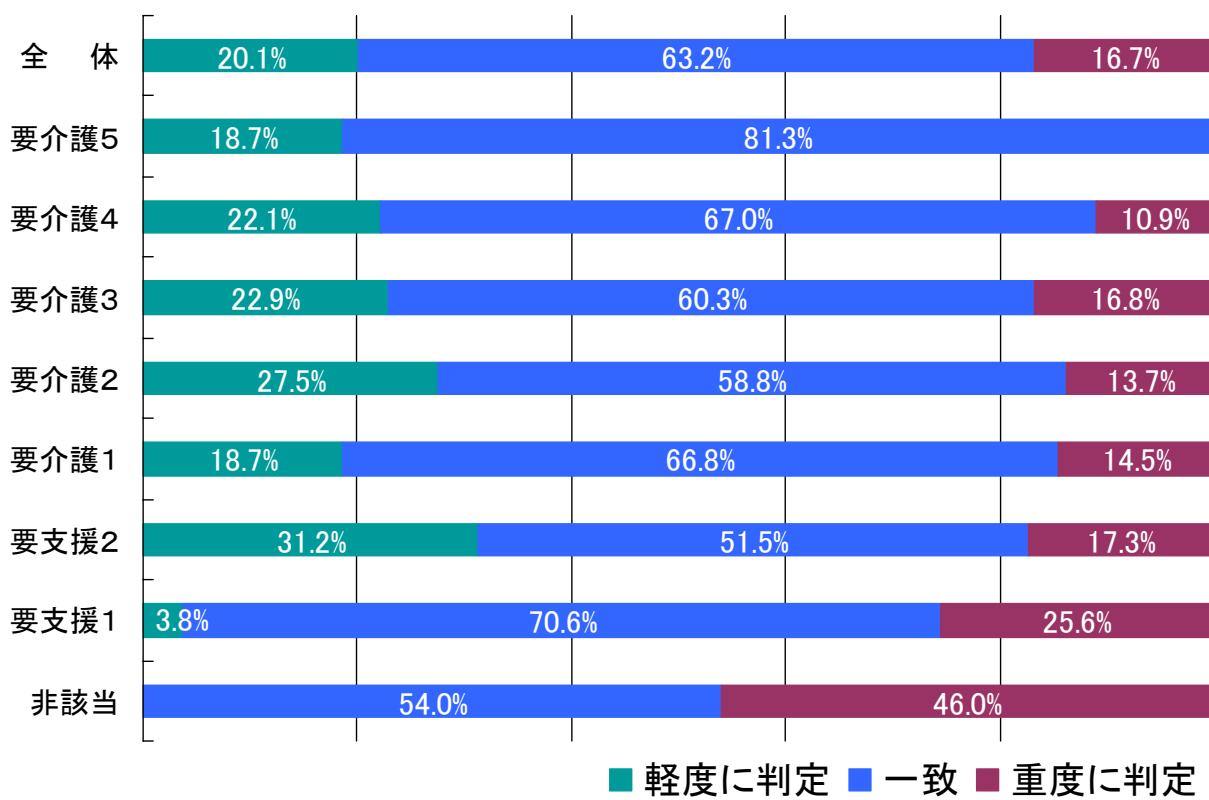


※介護状態区分の中間点の差を加算する

★ 介護認定審査会に委ねずに
一次判定(コンピュータ)で
処理する方式に変更

2割が軽度に

市町村モデル調査(二次判定)による介護度の変化



厚労省「現在と異なる結果になるのは当然。差異はありうる範囲と考える」

変更率の比較

	モデル事業	現行版
変更率	18. 30%	29. 80%
軽度変更	5. 00%	7. 80%
重度変更	13. 30%	22. 00%